



第132回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社
外取締役を除く。）に対する業績連動型株
式報酬等の額及び内容決定の件



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7231/>

トピー工業株式会社

証券コード 7231



株主の皆様におかれましては、日頃よりトピー工業グループに対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申しあげます。

さて、当社第132回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

議決権につきましては、当日のご出席にかえて、書面（議決権行使書）またはインターネット等による行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

2026年6月

代表取締役社長
石井博美

グループ基本理念

トピー工業グループは、事業の存続と発展を通じて、
広く社会の公器としての責務を果たし、
持続可能な循環型社会の実現に貢献する。

株主総会資料の電子提供制度について

電子提供制度の概要

株主総会資料の電子提供制度とは、従来株主様に対して書面で交付されていた株主総会参考書類等について、ウェブサイトに掲載することで提供したものとする制度です。当社では電子提供制度が適用されております。

本株主総会の資料につきましては、次頁に記載しております各ウェブサイトにおいて電子提供措置をとっております。

当社の対応

当社は、省資源化による環境への配慮等の観点から、**事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに監査報告**につきましては、**2026年3月31日（株主総会の基準日）**までに書面交付請求をされた株主様にのみお送りしております。

【議決権を有するすべての株主様に発送】

- ・招集ご通知
- ・株主総会参考書類
- ・議決権行使書

【書面交付請求をされた株主様にのみ発送】

- ・事業報告（※）
- ・連結計算書類及び計算書類（※）
- ・監査報告

※2頁に記載しておりますとおり、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、書面交付請求をされた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

書面交付請求について

本株主総会において書面交付請求をされておらず、次回（第133回）以降に事業報告等を含む株主総会資料の書面でのお受け取りを希望される株主様は、2027年3月31日（株主総会の基準日）までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

口座を開設している証券会社 または 株主名簿管理人（三井住友信託銀行）

三井住友信託銀行 証券代行部

電子提供制度ダイヤル

0120-533-600

受付時間：9時～17時（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

証券コード 7231
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号




トピー工業株式会社
代表取締役社長 石井博美

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.topy.co.jp/ja/stock/shares_bonds/meeting.html	
【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://s.srdb.jp/7231/	
【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）「トピー工業」またはコード「7231」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)	

なお、当日ご出席されない場合は書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第132期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第132期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
1) 書面(議決権行使書)による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使回数 ○○○○ 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使書
用紙QRコード
見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

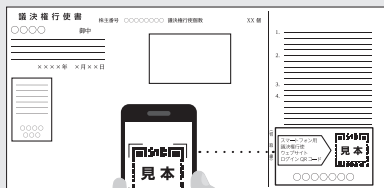
書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

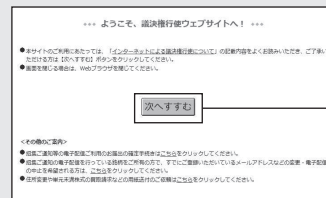
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

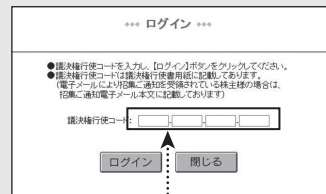
議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

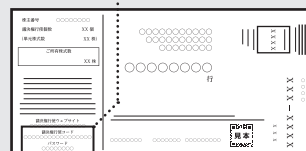
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすること等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスをより一層向上させるとともに、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>10</u> 名以内とする。
(新 設)	<u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、 <u>3</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の予選の効力) <u>第30条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第33条</u> (新 設) <u>1</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) <u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬 等) <u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) <u>第29条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第30条</u> 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。 <u>2</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>3</u> 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第31条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第132回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（8名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。


なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものといたします。

候補者番号	ふりがな氏名 (年齢)	性別	当社における役職名・委嘱職掌 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	取 締 役 在任年数
1	再任 いし い ひろ み 石井博美 (満66歳)	男性	代表取締役社長	17/17回 (100%)	3年
2	再任 あ べ まさ ひろ 阿部正裕 (満62歳)	男性	専務取締役 社長補佐 経営企画、技術、健康安全、DX 戦略、研究開発センター、サステナビリティ 戦略、調達、物流管掌	17/17回 (100%)	2年
3	再任 た なか かつ よし 田中克芳 (満62歳)	男性	専務取締役 鉄鋼事業担当 スチール事業部長 自動車・産業機械部品事業担当 造機事業部 長	17/17回 (100%)	2年
4	再任 やす はら まさる 安原 優 (満61歳)	男性	専務取締役 財務、総務、人事、リスクマネジメント管掌 ・健康に関する事項につき健康安全管掌に協 力 ・DX人財の育成に関する事項につきDX戦 略管掌に協力	17/17回 (100%)	2年
5	新任 こ まつ たけし 小松 健 (満57歳)	男性	執行役員 自動車・産業機械部品事業担当 自動車部品 事業部長 兼 リンテックス株式会社 代表取 締役社長	—	—
6	再任 いそ ざき たか お 社外 磯崎隆郎 独立 (満59歳)	男性	社外取締役 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長 日本郵便株式会社社外取締役	17/17回 (100%)	2年
7	再任 きつ しよ あつ こ 社外 城所敦子 独立 (満50歳)	女性	社外取締役 弁護士	12/12回 (100%)	1年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯崎隆郎氏及び城所敦子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、磯崎隆郎氏及び城所敦子氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 当社は、磯崎隆郎氏及び城所敦子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 候補者城所敦子氏の戸籍上の氏名は、岩田敦子であります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<div data-bbox="269 208 340 238" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="261 450 485 526"> い し い ひろ み 石井博美 (1960年2月4日生) </div>	1983年4月 新日本製鐵株式会社入社 2014年4月 新日鐵住金株式会社執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2017年4月 同社常務執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2018年6月 同社顧問 Ovako AB 社 Executive Vice President and Group Production & Technology Advisor 2019年4月 日本製鐵株式会社顧問 2023年4月 当社専務執行役員 営業、海外事業戦略担当 2023年6月 当社代表取締役社長（現任）	13,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2023年6月から当社の代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の統括者として国内外の構造改革を主導するとともに、次世代経営人財の育成強化等に努めるなど、経営者として高い手腕を発揮いたしました。これらの経営全般に亘る豊富な知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<div data-bbox="269 798 340 828" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="254 1040 491 1115"> あ べ まさ ひろ 阿部正裕 (1963年12月20日生) </div>	1986年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 兼 九州ホイール工業株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 2019年10月 当社執行役員 商用車・建機ホイール事業部長 2022年4月 当社常務執行役員 技術部長 2024年4月 当社常務執行役員 技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 2024年6月 当社常務取締役 技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 2025年4月 当社専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 2026年4月 当社専務取締役 社長補佐、経営企画、技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター、サステナビリティ戦略、調達、物流管掌（現任）	8,379株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>自動車部品部門や技術部門における豊富な知識と経験を有しております。また、当社グループ会社において代表取締役社長として経営全般の管理・運営も経験しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<div data-bbox="273 353 338 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  た なか かつ よし 田 中 克 芳 (1963年12月24日生)	1986年 4 月 当社入社 2018年 4 月 当社執行役員 造機事業部長 2021年 4 月 当社執行役員 スチール事業部長 兼 サイエンス事業部長 2021年10月 当社執行役員 スチール事業部長 2023年 4 月 当社常務執行役員 経営企画部長 2024年 4 月 当社常務執行役員 経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力、調達管掌に協力 2024年 6 月 当社常務取締役 経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力、調達管掌に協力 2025年 4 月 当社専務取締役 経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康に関する事項につき健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力 2026年 4 月 当社専務取締役 鉄鋼事業担当 スチール事業部長、自動車・産業機械部品事業担当 造機事業部長（現任）	8,596株
(取締役候補者とした理由) 産業機械部門、鉄鋼部門及び経営企画部門等において要職を歴任するなど、複合事業体である当社グループの事業全般における豊富な知識と経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
4	<div data-bbox="273 208 341 238" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  やす はら まさる 安原 優 (1964年7月5日生)	1988年4月 新日本製鐵株式会社入社 2020年4月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 2021年4月 当社執行役員 営業本部副本部長 2022年4月 当社執行役員 営業本部長 2023年4月 当社常務執行役員 営業本部長 2024年4月 当社常務執行役員 営業、調達、物流管掌 2024年6月 当社常務取締役 営業、調達、物流管掌 2025年4月 当社常務取締役 営業戦略、調達、物流管掌 2026年4月 当社専務取締役 財務、総務、人事、リスクマネジメント管掌、健康に関する事項につき健康安全管掌に協力、DX人材の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力(現任)	6,184株
(取締役候補者とした理由) 鉄鋼メーカーにおける海外を含む営業や管理部門で豊富な知識と経験を有しており、当社においても自動車部品部門や営業部門において要職を歴任し、持続可能な販売価格の形成や物流課題への対応等に高い手腕を発揮しました。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。			
5	<div data-bbox="273 700 341 730" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  こ まつ たけし 小松 健 (1968年12月26日生)	1991年4月 日本国土開発株式会社入社 2000年1月 当社入社 2025年4月 当社執行役員 自動車部品事業部副事業部長 2025年6月 当社執行役員 自動車部品事業部副事業部長兼 リンテックス株式会社代表取締役社長 2026年4月 当社執行役員 自動車・産業機械部品事業担当自動車部品事業部長 兼 リンテックス株式会社代表取締役社長(現任)	1,900株
(取締役候補者とした理由) 自動車部品事業部や経営企画部等における豊富な知識と経験を有しております。また、当社グループ会社において代表取締役社長として海外子会社を含む経営全般の管理・運営も経験しております。これらの知識・経験に基づき、当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	<div data-bbox="273 208 344 238" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="258 455 488 523" style="text-align: center;"> <small>いそ ぎき たか お</small> 磯 崎 隆 郎 (1966年8月27日生) </div> <div data-bbox="291 530 455 556" style="display: flex; justify-content: space-around;"> 社外 独立 </div>	<p>1990年4月 日本開発銀行入行 2021年6月 株式会社日本政策投資銀行執行役員 内部監査担当 2022年6月 同行常務執行役員 2024年6月 当社社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長(現任) 2025年6月 日本郵便株式会社社外取締役(現任)</p>	—
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 銀行における国際的な投資業務や事業再生業務等で培った豊富な知識と経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、独立した立場かつ多様な視点から取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
7	<div data-bbox="273 715 344 745" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="258 961 488 1029" style="text-align: center;"> <small>きつ しよ あつ こ</small> 城 所 敦 子 (1976年3月10日生) </div> <div data-bbox="291 1037 455 1062" style="display: flex; justify-content: space-around;"> 社外 独立 </div>	<p>2001年10月 弁護士登録(現在に至る) 2010年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 2021年5月 燕総合法律事務所パートナー(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任)</p>	—
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 弁護士として長年培った企業法務や訴訟等、法律に関する豊富な知識と経験を有しております。また、複数の企業における社内委員会の外部委員を歴任しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの知識・経験に基づき、独立した立場かつ多様な視点から取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。



監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものいたします。

候補者番号	ふりがな 氏名 (年齢)	性別	当社における役職名・担当 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	監査役 在任年数
1	新任 たか はし まさ とし 高橋正年 (満62歳)	男性	常務執行役員 社長付	—	—
2	新任 ふじ き やす ひさ 藤木靖久 (満64歳) 社外 独立	男性	社外監査役 日本ヒューム株式会社社外監査役	17/17回 (100%)	2年
3	新任 まき の しん や 牧野真也 (満65歳) 社外 独立	男性	社外監査役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社 外取締役(監査等委員) 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長	17/17回 (100%)	2年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤木靖久氏及び牧野真也氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 各候補者の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所 有 する 当 社 の 株 式 数
1	<p>新任</p>  <p>たか はし まさ とし 高 橋 正 年 (1963年10月2日生)</p>	<p>1986年 4 月 豊橋信用金庫入庫 1989年11月 当社入社 2018年 4 月 当社執行役員 経営企画部特命担当部長 兼 経営企画グループ長 2018年 5 月 当社執行役員 旭テック株式会社取締役副社長 (出向) 2020年 4 月 当社参与 旭テック株式会社取締役副社長 (出向) 2021年 4 月 当社参与 旭テック株式会社代表取締役社長 (出向) 2022年 2 月 当社参与 プレス事業部アルミ統括センター長 兼 旭テック株式会社代表取締役社長 (出向) 2022年 4 月 当社執行役員 プレス事業部アルミ統括センター長 兼 旭テック株式会社代表取締役社長 (出向) 2023年 4 月 当社常務執行役員 財務部長 2026年 4 月 当社常務執行役員 社長付 (現任)</p>	3,312株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 自動車部品事業部をはじめ財務部、経営企画部等における豊富な知識と経験を有しております。また、当社グループ会社の代表取締役社長として海外子会社を含む経営全般の管理・運営も経験しております。これらの知識・経験に基づき、取締役会および監査等委員会等の場において、意思決定の適法性と妥当性、監査の相当性を広範な視点から判定するとともに、監査・監督機能を充実させ、当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
2	<p>新任</p>  <p>ふじ き やす ひさ 藤 木 靖 久 (1962年3月1日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1984年 4月 株式会社日本興業銀行入社 2012年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 国際業務部長 2014年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 営業担当役員 2018年 4月 興銀リース株式会社常務執行役員 2019年 6月 同社常務取締役 2021年 4月 みずほリース株式会社取締役 2021年 6月 みずほ丸紅リース株式会社代表取締役副社長 2024年 4月 エムエル・パワー株式会社社外監査役 2024年 6月 当社社外監査役 (現任) 2024年 6月 日本ヒューム株式会社社外監査役 (現任)</p>	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 銀行における国際業務や営業業務等で培った豊富な知識・経験を有しており、さらにリース会社の代表取締役副社長等として企業経営の経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、取締役会および監査等委員会等の場において、独立した立場かつ多様な視点から意思決定の適法性と妥当性、監査の相当性を広範な視点から判定するとともに、監査・監督機能を充実させ、当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p>新任</p>  <p>まきの しん や 牧 野 真 也 (1961年3月19日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1983年 4月 安田生命保険相互会社入社 2013年 7月 明治安田生命保険相互会社執行役 商品部長 2015年 4月 同社常務執行役 2017年 4月 同社専務執行役 2020年 4月 同社執行役副社長 2020年 7月 同社取締役執行役副社長 2021年 7月 同社取締役代表執行役副社長 2024年 4月 同社取締役 2024年 6月 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年 6月 当社社外監査役 (現任) 2024年 7月 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 (現任)</p>	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 生命保険会社における管理部門、商品開発部門、情報システム部門等の幅広い業務で培った豊富な知識と経験を有しております。また、取締役代表執行副社長等として企業経営の経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、取締役会および監査等委員会等の場において、独立した立場かつ多様な視点から意思決定の適法性と妥当性、監査の相当性を広範な視点から判定するとともに、監査・監督機能を充実させ、当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件


当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものいたします。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
 <p data-bbox="169 790 394 863">く ぼ しん すけ 久 保 伸 介 (1956年3月4日生)</p> <p data-bbox="202 870 364 901">社外 独立</p>	<p>1979年4月 監査法人サンワ東京丸の内事務所入所</p> <p>1982年3月 公認会計士登録（現在に至る）</p> <p>1998年6月 監査法人トーマツ代表社員</p> <p>2017年10月 久保伸介公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>2018年1月 事業活性化アドバイザー株式会社代表取締役</p> <p>2018年5月 共栄会計事務所代表パートナー（現任）</p> <p>2018年6月 日本航空株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2020年6月 川崎汽船株式会社社外監査役</p> <p>2025年3月 同社取締役（監査委員）（現任）</p>	—
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>公認会計士として長年培った豊富な知識と経験、事業活性化を支援する会社の経営経験等を有しております。これらの知識・経験に基づき、取締役会および監査等委員会等の場において、独立した立場かつ多様な視点から意思決定の適法性と妥当性、監査の相当性を広範な視点から判定するとともに、監査・監督機能を充実させ、当社経営の健全性確保に貢献が期待できることから適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 久保伸介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保伸介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 久保伸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
4. 久保伸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、久保伸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考)

<取締役会の構成>

当社は、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保のため、人格・識見・実行力ともに優れ、当社グループの事業に精通した社内取締役及び独立した立場の社外取締役のバランスに配慮し、適切と思われる人物で構成することとしております。

<役員候補の指名方針と手続き>

当社では、役員は人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うできる者とし、業務執行取締役候補者及び監査等委員である社内取締役候補者には当社グループの事業に精通した者を、社外取締役候補者には高い独立性と専門性を有する者を指名しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、任意の機関である指名諮問委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。社長等の業務執行取締役の再任指名は、会社業績等の評価を踏まえて、毎年、指名諮問委員会で審議しております。指名諮問委員会は、社外委員3名、社内委員1名で構成しております。

また、社長等の業務執行取締役に法令・定款違反等の事由が生じた場合には、当該取締役の役位や委嘱職掌の解職及び株主総会に対する解任議案の提出を取締役会で決定することとしております。

<独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、かつ、属性情報の開示が求められる主要株主や取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付先の業務執行者等については、当社との利害関係を勘案し、社外取締役の独立性を判断しております。

<本総会後の取締役のスキル・マトリックス>

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは次のとおりであります。

取締役氏名 (敬称略)	企業経営	財務 会計	法務 リスクマネジメント	グローバル 海外事業	人事/労務 人材育成	営業	技術/安全 IT/DX	ESG サステナビリティ
石井 博美	●	◆	◆	●	◆	◆	●	●
阿部 正裕	●			●			●	●
田中 克芳	●					●	●	●
安原 優		●	●		●	●		
小松 健	●	●		●		●		
礪崎 隆郎	●	●	●	●				
城所 敦子			●	●				●
高橋 正年	●	●		●	●			
藤木 靖久	●	●	●	●	◆	●		◆
牧野 真也	●	●	◆	◆	●	●	●	◆

◆は、代表取締役経験者としてのスキルを表しております。

代表取締役経験者を除く業務執行取締役のスキルは、4項目を上限としております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内（うち、社外取締役分2百万円以内）とご承認いただき、その後、2022年6月23日開催の第128回定時株主総会において、社外取締役部分の枠（月額2百万円以内）の廃止を決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まないことといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告「2. 会社の現況 3）会社役員状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、月額8百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」は、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において、信託を用いた業績連動型株式報酬制度として3年間で100百万円以内とのご承認をいただき（同株主総会の承認決議を、以下「前回決議」という。）、導入しているものです（以下「本制度」という。）。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますが、上述した本制度の目的は監査等委員会設置会社移行後も妥当とすることから、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とした報酬枠として改めて設定することにつきご承認をお願いいたします。なお、この報酬枠は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の報酬枠とは別枠とします。

また、本制度による報酬の額及び内容については、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、下記2.（2）のとおり、一部改定いたしたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「2. 会社の現況 3）会社役員 の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、変更後の本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として発生するものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が業績に応じて各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。その他、変更後の本制度の骨子は下表のとおりです。

① 本制度の対象者（注） 1	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
② 今回延長分の対象期間（注） 2	2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度まで
③ 対象期間の延長	当社の取締役会の決定により5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長することができる。
④ ①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	上記②の期間（3事業年度）内に合計金300百万円。なお、上記③のとおり当社の取締役会の決定により対象期間を延長した場合には、当該延長分の対象期間内において、延長した事業年度数に100百万円を乗じた金額。
⑤ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑥ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり85,000ポイント
⑦ ポイント付与基準	中期経営計画期間中の役位及び中期経営計画の年次業績達成度を乗じて算定されるポイントを付与
⑧ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（注） 1. 監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

2. 下記（2）のとおり対象期間を延長しています。

（2）当社が拠出する金銭の上限

前回決議では、2017年3月末日に終了する事業年度から2019年3月末日に終了する事業年度までを「対象期間」とし、この「対象期間」に在任する取締役（社外取締役を除く。）に対して本制度に基づく報酬を支給することに加え、以下の点につきご承認をいただきました。

- (a) 本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、本信託の信託期間（約3年間）中に、金100百万円を上限とする金銭を本信託に信託すること。
- (b) 取締役会の決定により、本信託の信託期間を3年毎に延長（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）できること。この場合には、信託期間の延長に応じて対象期間を延長すること。
- (c) 上記(b)の場合には、当該延長分の信託期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、金100百万円を上限とする金銭を本信託に追加信託すること。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金100百万円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した金額とする。

- (d) 上記(b)の場合には、延長した対象期間に在任する取締役に対するポイントの付与及びポイントに応じた当社株式の交付を継続すること。
- (e) 上記(b)から(d)にかかわらず、信託期間の満了時において、その後は取締役に対するポイントの付与を継続しないこととするものの、既にポイントを付与されているものの未だ退任していないためポイントに応じた当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで本信託の信託期間を延長することがあること。

当社は、2016年に本信託を設定し、以降、前回決議に基づいて順次本信託の信託期間を延長し、2025年には、信託期間を2028年9月末日まで、対象期間を2028年3月末日まで、それぞれ延長しております（即ち、延長分の対象期間は2025年4月1日から2028年3月末日までの3事業年度。以下「今回延長期間」という。）。

しかるところ、当社株式の株価は前回決議時点よりも上昇していることに加え、中期経営計画期間中の役位及び中期経営計画の年次業績達成度に応じた株式報酬水準を引き上げることとしたことから、上記(c)の上限金額は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式を本信託が取得するには十分な金額ではなくなりました。また、取締役に対する適切なインセンティブを付与するためには、信託期間及び対象期間の延長期間については、当社の業績見込その他の流動的な事情を踏まえて柔軟に判断することが必要です。

そこで、今回延長期間については、その期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、合計300百万円を上限とする金銭を本信託に信託するものとし、さらに、その後に関しては、上記(b)(c)を以下のとおり変更します。

- (b) 取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できること。この場合には、かかる対象期間の延長に応じて信託期間を延長する（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）こと。（以降も同様）
- (c) 上記(b)の場合には、当該延長分の対象期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託すること。（注）

かかる上限金額は、当社の業績、監査等委員会設置会社移行後における取締役会の構成、経済情勢及び経営環境の変化等諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、前回決議に基づき当社が信託した金銭を原資として本信託が取得済みの当社株式が、本制度に基づき監査等委員会設置会社移行後の取締役に交付されることがあります。

- (注) 1. 当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、当社は、取締役を兼務していない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき当該執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

(注) 2. 本信託は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式を取得しますが、その取得株数については、上限を設けないものとします。

(3) 取締役が交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、中期経営期間中の役位及び中期経営計画の年次業績達成度を乗じて算定されるポイントを付与します。

取締役が付与されるポイントの上限は、当社の業績、監査等委員会設置会社移行後における取締役会の構成、経済情勢及び経営環境の変化等諸般の事情を総合的に勘案し、1事業年度あたり85,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を経て本信託の受益権を取得し、本信託の受託者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

1) 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、自動車業界では米国の通商政策による影響が一部でみられたものの、国内自動車生産台数については前年並みとなりました。一方、鉄鋼業界では国内鋼材需要の低迷に加え、下期に入り鉄スクラップ価格が上昇したことで、厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループは中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2027」を着実に遂行しております。一つ目の基本方針である「既存事業の構造改革による収益力向上」については、米国事業の収益力向上をはじめとする構造改革や、持続可能な販売価格の形成を進め、足元の課題への対応を図りました。二つ目の基本方針である「コアコンピタンスを生かした成長事業の種まき」については、大径超軽量アルミホイールや商用車用鍛造アルミホイール等の高付加価値製品の開発、成長する海外市場におけるアライアンス先との連携強化、リサイクル事業の高度化等の取り組みを推進しました。

また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて政策保有株式の売却を進め、連結純資産に対する割合は、2025年3月末の14.8%から2026年3月末には11.3%まで低下いたしました。計画どおりの株式数を売却したものの、保有株式の時価上昇により目標としていた10%未満には届いていないため、目標期限を2027年3月末に変更し、引き続き縮減を進めてまいります。

なお、2025年度は政策保有株式売却が影響し、ROEは7.3%の着地となりました。収益力の向上に伴い、特別損益を除いたROE水準は上昇しているものの、さらなる向上が必要な状況と認識しております。引き続き中期経営計画の目標である2027年度ROE6.0%以上の達成に向けて取り組んでまいります。

当連結会計年度における業績につきましては、鉄鋼セグメントにおける需要低迷の影響等はあったものの、自動車・産業機械部品セグメントにおける構造改革に加え、持続可能な販売価格の形成の進展等により、売上高は297,750百万円（前期比1.0%減）、営業利益は7,783百万円（前期比46.8%増）、経常利益は8,618百万円（前期比38.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上等により10,151百万円（前期

比58.9%増)となりました。なお、米国の通商政策による影響につきましては、顧客との交渉の結果、業績への影響は限定的な範囲にとどまりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	2024年度 (前連結会計年度) (第131期)		2025年度 (当連結会計年度) (第132期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄 鋼 セ グ メ ン ト	102,618	34.1	89,226	30.0	△13,392	△13.1
自動車・産業機械部品セグメント	190,745	63.5	201,635	67.7	10,889	5.7
そ の 他	7,246	2.4	6,889	2.3	△357	△4.9
合 計	300,610	100.0	297,750	100.0	△2,860	△1.0

<鉄鋼セグメント>

鉄鋼業界では、人手不足に伴う建築案件の工期遅れ等により国内鋼材需要は低調に推移しました。原材料である鉄スクラップ価格は、下期に入って円安影響等により上昇しました。

このような環境下、販売価格が低下した一方で下期に入り鉄スクラップ価格が上昇したことで値差が縮小したに加え、修繕費等の諸コストの増加等により、当社グループの売上高は89,226百万円（前期比13.1%減）、営業利益は2,470百万円（前期比61.1%減）となりました。

<自動車・産業機械部品セグメント>

自動車業界では、国内自動車生産台数は前年並みで推移しました。海外では、北米・東南アジア地域において自動車生産台数が減少しました。中国では、高水準の生産を維持したものの、日系メーカーのシェアは減退が続きました。建設機械業界では、油圧ショベルの需要は減少局面から下げ止まりの兆しがみられました。鉱山機械の需要は停滞傾向が見られました。

このような環境下、構造改革に加え、持続可能な販売価格の形成が進んだこと等により、当社グループの売上高は201,635百万円（前期比5.7%増）、営業利益は10,917百万円（前期比145.5%増）となりました。

<その他>

合成マイカの製造・販売、土木・建築、不動産の賃貸及びスポーツ施設の運営等を行っております。売上高は6,889百万円（前期比4.9%減）、営業利益は882百万円（前期比106.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、10,040百万円であります。その主なものは鉄鋼セグメント及び自動車・産業機械部品セグメントにおける生産性向上のための設備投資です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	(第129期)	(第130期)	(第131期)	(当連結会計年度) (第132期)
売上高 (百万円)	334,496	333,992	300,610	297,750
経常利益 (百万円)	8,043	10,462	6,246	8,618
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,321	4,676	6,387	10,151
1株当たり当期純利益 (円)	276.51	204.88	281.13	465.37
総資産額 (百万円)	292,322	298,291	281,751	271,578
純資産額 (百万円)	121,425	140,988	136,713	145,410

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数（期中平均）を控除した株式数に基づき算出しております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
トピー工業九州株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 106	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 458	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売
アサヒテック・アルミニウム・タイランド	百万バーツ 1,480	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売

(注) トピー工業九州株式会社については、2025年10月1日付で九州ホイール工業株式会社から名称変更しております。

4) 対処すべき課題

(1) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

当社グループは、基本方針として「既存事業の構造改革による収益力向上」と「コアコンピタンスを生かした成長事業の種まき」を掲げた中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2027」を推進しております。構造改革・種まきフェーズである今中期経営計画では、足元の課題解決による収益力の改善を図ると同時に、構造改革と成長への投資を実施し、経営目標であるROE 6.0%以上に向けて取り組んでまいります。次期中期経営計画は収穫・成長フェーズに入ること、株主資本コストと同水準のROE 8.0%以上を目指してまいります。

経営目標

項目	2027年度目標	2030年度目標
自己資本利益率 (ROE)	6.0%以上	8.0%以上
(参考) 営業利益	130億円	—

非財務目標

ESG視点	評価指標	数値目標
環境	CO ₂ 排出量	カーボンニュートラルを目指す (2050年)
社会	女性管理職比率	10%以上 (2030年度)
	国内労働災害件数	毎年0件を目指す (休業災害以上)
ガバナンス	重大なコンプライアンス違反件数	毎年0件を継続

各セグメントにおける対処すべき課題は、次のとおりです。

<鉄鋼セグメント>

安定稼働率の向上やエネルギー効率向上によるコスト低減を進めるとともに、当社独自の異形鋼等の高付加価値製品の販売強化を図り、収益力の向上に努めてまいります。また、リサイクル事業の高度化と循環型ビジネスの展開を進め、循環型社会の実現に貢献します。

<自動車・産業機械部品セグメント>

国内事業の構造改革、海外事業の再編、米国事業の再構築、鉱山機械用ホイールの市販品の販売強化等により、収益力の向上を図ります。また、鉄鋼セグメントとの協力による一貫生産製品（当社鋼材を用いて社内で加工した製品）の品種拡大、新市場・成長市場の新規開拓、高付加価値ホイール等の新製品開発を推進することで、持続的な成長事業創出を図ります。

<その他>

マイカ事業においては、化粧品基礎原料である合成マイカは色にくすみが多く、安全性が評価されています。肌ざわりの良い着色マイカ等、顧客ニーズにあわせた多彩な製品バリエーションを生かして新分野の開拓を進めるなど、国内外で販売を拡大します。

(2) サステナビリティへの取り組み

当社グループは、サステナビリティ長期ビジョン「TOPY Sustainable Green Vision 2050」に掲げた目標に向け、サステナビリティ経営を推進しております。中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2027」におけるサステナビリティ戦略として「人的資本の強化」「ガバナンス体制の強化」「DXのさらなる推進」「カーボンニュートラルの推進」を柱に、社会課題や経営課題に迅速に対処し、成長を支え、加速させるべく、経営基盤を強化してまいります。

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.topy.co.jp/ja/sustainability.html>

5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄 鋼 セ グ メ ン ト	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品セグメント	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
そ の 他	合成マイカ、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

- (1) 本 店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
 - (2) 支 店
名古屋支店：名古屋市中区 大阪支店：大阪府中央区
 - (3) 生産拠点
豊橋製造所：愛知県豊橋市 豊川製造所：愛知県豊川市
綾瀬製造所：神奈川県綾瀬市 神奈川製造所：神奈川県茅ヶ崎市
 - (4) 研究開発拠点
研究開発センター：愛知県豊橋市
 - (5) 重要な子会社
トピー実業株式会社 東京都品川区
トピー海運株式会社 愛知県豊橋市
トピー工業九州株式会社 福岡県京都郡苅田町
株式会社三和部品 茨城県坂東市
トピーアメリカ, INC. 米国ケンタッキー州
福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省
トピー履帯(中国)有限公司 中国山東省
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア インドネシア西ジャワ州
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコグアナファト州
アサヒテック・アルミニウム・タイランド タイ国チョンブール県
- (注) トピー工業九州株式会社については、2025年10月1日付で九州ホイール工業株式会社から名称変更しております。

7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼セグメント	981 (129)名	11 (7)名
自動車・産業機械部品セグメント	3,935 (692)名	△55 (△23)名
その他	122 (41)名	0 (4)名
全社(共通)	252 (7)名	△6 (△2)名
合計	5,290 (869)名	△50 (△14)名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,799名	32名	41.7才	17.5年

- (注) 従業員数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計308名)は含めておりません。

8) 当社の主な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	8,430
株式会社りそな銀行	5,596
株式会社横浜銀行	3,537
株式会社三菱UFJ銀行	2,125
農林中央金庫	985

9) その他企業集団に関する重要な事項

当社は、2026年3月3日開催の取締役会において、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスをより一層向上させるとともに、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで意思決定の迅速化を図るため、2026年6月25日開催の第132回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の現況

1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	88,300,000株
(2) 発行済株式の総数	24,077,510株
(3) 株主数	17,250名

(4) 大株主及びその持株数 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	4,818,264株	22.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,886,200株	8.62%
ト ピ ー フ ァ ン ド	1,245,710株	5.69%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	975,134株	4.45%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	787,802株	3.60%
ト ピ ー 工 業 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	769,531株	3.51%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	716,923株	3.27%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	529,000株	2.42%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	295,368株	1.35%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	261,974株	1.20%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,183,884株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. トピーファンドは、当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況 該当事項はありません。

2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3) 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	委 嘱 職 掌 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長	石 井 博 美	代表取締役
専 務 取 締 役	立 花 修 一	社長補佐、総務、財務、リスクマネジメント管掌
専 務 取 締 役	阿 部 正 裕	技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力
専 務 取 締 役	田 中 克 芳	経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康に関する事項につき健康安全管理掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力
常 務 取 締 役	安 原 優	営業戦略、調達、物流管掌
取 締 役	三 上 高 弘	
取 締 役	礒 崎 隆 郎	株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長 日本郵便株式会社社外取締役
取 締 役	城 所 敦 子	弁護士
常 勤 監 査 役	川 野 孝 徳	
常 勤 監 査 役	早 川 進 也	
監 査 役	藤 木 靖 久	日本ヒューム株式会社社外監査役
監 査 役	牧 野 真 也	明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役三上高弘氏、礒崎隆郎氏及び城所敦子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・取締役阿部正裕氏は、2025年4月に当社専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 に就任いたしました。
 - ・取締役田中克芳氏は、2025年4月に当社専務取締役 経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康に関する事項につき健康安全管理掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力 に就任いたしました。
 - ・取締役安原優氏は、2025年4月に当社常務取締役 営業戦略、調達、物流管掌に就任いたしました。
 - ・取締役城所敦子氏は、2025年6月に当社社外取締役に就任いたしました。

5. 当事業年度後の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。
 - ・取締役立花修一氏は、2026年4月に当社取締役社長付に就任いたしました。
 - ・取締役阿部正裕氏は、2026年4月に当社専務取締役 社長補佐、経営企画、技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター、サステナビリティ戦略、調達、物流管掌に就任いたしました。
 - ・取締役田中克芳氏は、2026年4月に当社専務取締役 鉄鋼事業担当 スチール事業部長、自動車・産業機械部品事業担当 造機事業部長に就任いたしました。
 - ・取締役安原優氏は、2026年4月に当社専務取締役 財務、総務、人事、リスクマネジメント管掌、健康に関する事項につき健康安全管掌に協力、DX人材の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力に就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 - ・取締役磯崎隆郎氏は、2025年6月に日本郵便株式会社社外取締役に就任いたしました。
7. 当社は、取締役三上高弘氏、磯崎隆郎氏、及び城所敦子氏、ならびに監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金子浩子	2025年6月24日	任期満了	社外取締役 弁護士、神鋼商事株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社紀文食品社外取締役（監査等委員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員ならびに当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役報酬規程（2012年6月28日制定、2023年3月31日最終改正。）その他取締役の報酬に係る社内規程等を決議し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。取締役報酬規程その他取締役の報酬に係る社内規程の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用する等、より客観性を高めています。

取締役の報酬は、報酬諮問委員会において決定方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定します。

報酬諮問委員会は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員3名、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。

b. 報酬（業績連動報酬等および非金銭的報酬等を含む。）に関する方針

業務執行取締役の報酬には、現金報酬及び株式報酬があります。そのうち、現金報酬は定額報酬及び前事業年度業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。現金報酬は、基本報酬の年額の12分の1に相当する額を月額報酬として毎月支給します。賞与は、会社の業績が極めて好調であった場合に、株主総会の承認を得て支給し、その支給日は都度取締役会が決定します。

現金報酬のうち前事業年度業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%～75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～65%、個人業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～10%としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、連結EBITDA（連結営業利益に連結減価償却費を加えて算出）及び親会社株主に帰属する当期純利益の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価に基づき支給割合を決定することを原則としつつ、必要に応じて経営活動その他の諸状況を考慮した定性評価を加味して支給割合を決定いたします。

株式報酬は、信託を用いた株式報酬制度です。当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益意識の共有ならびに当社の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、中期経営計画の達成度に連動します。基本報酬の5%を標準として、0%～10%の範囲で変動し、連結自己資本利益率（ROE）、連結総資産事業利益率（ROA）及び連結営業利益の業績指標の達成度に基づき支給割合を決定いたします。なお、実際の株式の交付は取締役退任時としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬と株式報酬の評価に係る業績指標につきましては、収益、財務の健全性等を勘案し、報酬諮問委員会における妥当性の議論・審議を経たうえで決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、原則として定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、前事業年度業績連動報酬を含む基本報酬、株式報酬及び賞与の個人別支給額の決定ならびに会社の業績その他必要に応じて基本報酬を臨時に減額することを決定しております。代表取締役社長へ委任する理由は、会社業績や各取締役の個人業績評価等を総合的に勘案し取締役の報酬額を決定するのは、会社業績全般に責任を負うとともに各取締役の個人業績評価を行う代表取締役社長が適任であると判断するためです。なお、委任された権限が代表取締役により適切に行使されるよう、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬の支給割合は報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会が決定した内容に従うほか、取締役の個人別の報酬額について事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		定額報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	276	193	75	7	9
監査役	69	69	—	—	4
計 (うち社外役員)	345 (56)	262 (56)	75 (—)	7 (—)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内(うち、社外取締役分2百万円以内)と決議いただいております(ただし、使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役1名)です。また、2022年6月23日開催の第128回定時株主総会において、社外取締役部分の枠(月額2百万円以内)の廃止を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役3名)です。さらに別枠で、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標及び当該業績指標の選択理由ならびに業績連動報酬等の額または数の算定方法は、前記「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載したとおりであり、業績連動報酬等の算定に係る業績指標の実績は以下のとおりです。

(2025年4月から2025年6月までの業績連動報酬について)

以下の2023年度の業績指標実績に基づき算出

・連結EBITDA(連結営業利益+減価償却費)	23,227百万円
・連結営業利益	10,440百万円
・連結親会社株主に帰属する当期純利益	4,676百万円
・連結自己資本利益率(ROE)	3.6%
・連結総資産事業利益率(ROA)	3.8%

(2025年7月から2026年3月までの業績連動報酬について)

以下の2024年度実績に基づき算出

・連結EBITDA(連結営業利益+減価償却費)	17,500百万円
・連結営業利益	5,300百万円
・連結親会社株主に帰属する当期純利益	6,387百万円
・連結自己資本利益率(ROE)	4.6%
・連結総資産事業利益率(ROA)	2.2%

5. 非金銭報酬等は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、非金銭報酬等として表示しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、支給の条件等は前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

6. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長石井博美氏に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任された権限の内容、委任した理由及び委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置については、前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役磯崎隆郎氏は、株式会社日本政策投資銀行の設備投資研究所長及び日本郵便株式会社社外取締役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外監査役藤木靖久氏は、日本ヒューム株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外監査役牧野真也氏は、明治安田損害保険株式会社の代表取締役会長及び株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外取締役（監査等委員）であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	三 上 高 弘	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に製造業において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	磯 崎 隆 郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。金融機関における国際的な投資業務や事業再生業務等で培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	城 所 敦 子	2025年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
監査役	藤 木 靖 久	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。
監査役	牧 野 真 也	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。

4) 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	111百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2006年6月に導入した「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、有効期間満了となる2025年6月24日開催の第131回定時株主総会の終結の時をもって継続せず、廃止しました。

当社は本対応方針の廃止後も、中期経営計画の推進やコーポレート・ガバナンスの強化、ステークホルダーとの協働・対話に努めることなどを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。なお、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供と時間の確保を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為を適切に判断することができる機会の確保に努めるなど、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じてまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

2025年度から2027年度を実行期間とする中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2027」の期間中は、配当方針として、累進配当の実施を掲げております。また、配当金額についてはDOE 2.5%程度を意識して決定することとしております。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2026年5月21日の取締役会決議により1株当たり90円とさせていただきます。なお、中間配当金につきましては、2025年12月2日に1株当たり40円を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり130円（DOE 2.5%程度）となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	150,872	流動負債	88,407
現金及び預金	29,421	支払手形及び買掛金	29,786
受取手形、売掛金及び契約資産	55,851	電子記録債務	10,658
商品及び製品	30,082	短期借入金	22,720
仕掛品	6,892	一年以内償還予定社債	7,000
原材料及び貯蔵品	20,535	リース債務	235
その他	8,170	未払法人税等	2,954
貸倒引当金	△79	その他	15,051
固定資産	120,706	固定負債	37,760
有形固定資産	78,469	社債	18,000
建物及び構築物	24,710	長期借入金	11,029
機械装置及び運搬具	32,841	リース債務	449
土地	15,244	繰延税金負債	921
リース資産	1,246	執行役員退職慰労引当金	180
建設仮勘定	2,587	役員株式給付引当金	56
その他	1,837	株式給付引当金	48
無形固定資産	2,972	役員退職慰労引当金	24
投資その他の資産	39,265	定期修繕引当金	242
投資有価証券	26,713	退職給付に係る負債	3,604
長期貸付金	228	資産除去債務	1,772
繰延税金資産	781	その他	1,431
退職給付に係る資産	588	負債合計	126,168
その他	11,040	純資産の部	
貸倒引当金	△86	株主資本	115,804
資産合計	271,578	資本金	20,983
		資本剰余金	18,855
		利益剰余金	81,651
		自己株式	△5,684
		その他の包括利益累計額	28,165
		その他有価証券評価差額金	11,808
		繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	12,119
		退職給付に係る調整累計額	4,234
		非支配株主持分	1,440
		純資産合計	145,410
		負債・純資産合計	271,578

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		297,750
売上原価		251,434
売上総利益		46,315
販売費及び一般管理費		38,531
営業利益		7,783
営業外収益		
受取利息	164	
受取配当金	914	
為替差益	278	
持分法による投資利益	283	
その他	533	2,172
営業外費用		
支払利息	704	
その他	632	1,337
経常利益		8,618
特別利益		
固定資産売却益	22	
投資有価証券売却益	7,143	
補助金収入	229	
為替換算調整勘定取崩益	101	7,495
特別損失		
固定資産売却損失	9	
固定資産除却損失	635	
減損損失	754	
投資有価証券評価損	1	
固定資産圧縮損	229	1,630
税金等調整前当期純利益		14,484
法人税、住民税及び事業税	4,739	
法人税等調整額	△488	4,250
当期純利益		10,233
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		10,151

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	92,514	流動負債	73,529
現金及び預金	5,834	支払手形	17
受取手形	759	買掛金	21,651
売掛金	43,445	短期借入金	9,669
商品及び製品	14,364	一年以内返済予定長期借入金	10,500
仕掛品	1,846	一年以内償還予定社債	5,367
原材料及び貯蔵品	11,383	リース債	7,000
前払費用	642	未払金	4
短期貸付金	6,209	未払費用	4,681
未収入金	6,817	未払法人税等	2,377
その他の金	1,249	未預りの金	2,052
貸倒引当金	△39	その他	8,811
固定資産	105,904	固定負債	1,397
有形固定資産	48,729	社債	39,749
建物	14,401	長期借入金	18,000
構築物	3,487	リース債	11,509
機械及び装置	21,356	繰延税金負債	11
車両運搬具	104	退職給付引当金	1,491
工具・器具及び備品	545	執行役員退職慰労引当金	6,428
土地	7,573	役員株式給付引当金	162
リース資産	16	株式給付引当金	56
建設仮勘定	1,246	関係会社事業損失引当金	48
無形固定資産	318	資産除去債	57
投資その他の資産	56,856	長期預り金	751
投資有価証券	16,809	その他	1,166
関係会社株式	32,245	負債合計	66
関係会社出資金	4,147		113,279
長期貸付金	1,412	純資産の部	
その他の金	2,392	株主資本	74,232
貸倒引当金	△151	資本剰余金	20,983
資産合計	198,419	資本剰余金	19,007
		資本準備金	18,528
		その他資本剰余金	478
		利益剰余金	39,920
		その他利益剰余金	39,920
		固定資産圧縮積立金	60
		繰越利益剰余金	39,859
		自己株式	△5,679
		評価・換算差額等	10,908
		その他有価証券評価差額金	10,908
		純資産合計	85,140
		負債・純資産合計	198,419

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		181,915
売上原価		160,542
売上総利益		21,373
販売費及び一般管理費		19,492
営業利益		1,880
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,536	
その他の	527	4,064
営業外費用		
支払利息	293	
社債利息	141	
その他の	459	894
経常利益		5,050
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7,142	
貸倒引当金戻入益	793	
補助金収入	229	8,165
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	339	
固定資産圧縮損	229	
減損	32	
関係会社事業損失引当金繰入額	57	658
税引前当期純利益		12,557
法人税、住民税及び事業税	3,174	
法人税等調整額	△656	2,518
当期純利益		10,038

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 豊

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 野 孝 徳 ㊟

常勤監査役 早 川 進 也 ㊟

監査役（社外監査役） 藤 木 靖 久 ㊟

監査役（社外監査役） 牧 野 真 也 ㊟

以 上

ウェブサイトのご案内



当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。
また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<https://www.topy.co.jp/>

各種手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

未払配当金のお支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

お問い合わせ先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-782-031** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



株主総会会場ご案内図

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

アートヴィレッジ大崎
セントラルタワー7階
当社会議室

東京都品川区大崎一丁目2番2号

TEL：03-3493-0141

最寄駅：大崎駅（JR線・りんかい線）

アクセス：大崎駅北改札口を出て

東口より徒歩3分



お土産をご用意しておりません。何卒ご理解
くださいますようお願い申し上げます。



<https://www.topy.co.jp/>